

○水戸市地域自立支援協議会設置要項

平成19年11月15日

(設置)

第1条 障害者および障害児（以下「障害者等」という。）、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、中立・公正な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に基づく、水戸市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営状況の検証に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 障害者の就労促進及び社会参加の推進に関すること
- (4) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関すること
- (5) 障害福祉サービス等従事者の資質向上に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認められるもの

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、市長が指名する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 障害者
- (2) 保健医療分野に従事する者
- (3) 高齢者福祉分野に従事する者
- (4) 児童福祉分野に従事する者
- (5) 特別支援学校の教員等
- (6) 障害者就労・生活支援センター等の職員
- (7) 成年後見制度の利用促進に関する業務に従事する者
- (8) 学識経験者
- (9) 障害福祉サービス事業所等の職員
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、協議会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、はじめて協議会を招集するときは、市長が招集することができる。

2 協議会は、委員長がその議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に専門部会を置く。

2 専門部会は、第2条に規定する所掌事項について調査研究等を行うものとする。

3 委員長の指名により、専門部会に部会長を置く。

4 専門部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

(守秘義務)

第7条 協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉課が所掌する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成19年11月15日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年6月16日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年5月21日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年5月17日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。